

令和5年4月18日

総務部契約課

区内入札参加事業者の皆さまへ

## 競争入札参加資格における区内事業者認定基準の改正について

日頃より、足立区の契約事務にご理解ご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。  
足立区では、令和3年11月に「足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準」を改正し、届出書等の提出・確認の徹底を図ってまいりましたが、更なる入札での公平性を確保するため、令和5年6月から、以下のとおり基準の一部を改正します。

### 1 改正内容

新たに区内事業者として認定（※1）するときは、以下の（1）、（2）の要件をすべて満たす必要があります。

- （1）区内に営業所等を設置してから6か月以上が経過（※2）していること
- （2）区の実地調査により、営業所等の営業実態が確認できること

※1 既に認定を受けている事業者の方からの更新（継続）の申請は含みません。  
ただし、認定期間満了後1年を経過した後の申請は、新たな認定とみなしませ  
ず。なお、営業所等の移転など、営業実態の確認が必要であると区が認めるときは、更新（継続）申請であっても実地調査を行うことがあります。

※2 令和5年5月31日以前に、区内に営業所等を設置している事業者の方は、  
営業所等を設置してから6か月以上が経過していない場合であっても、新規  
認定の申請を行うことは可能です。

### 2 適用年月日

令和5年6月1日申請分から

### 3 注意事項

- （1）入札参加資格において区内事業者を要件とする契約案件においては、区内事業者として足立区の認定を受けていない事業者の方は、入札に参加することができません。区内事業者の認定手続きには、申請から一定の時間を要しますので、入札に際し、時間的な余裕をもって申請していただくようお願いいたします。

問合せ先

契約課工事契約係 3880-5832

契約課物品契約係 3880-5833